

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成28年2月

**BRASS**

株式会社プラス

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式742,900千円（見込額）の募集及び株式131,100千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成28年2月4日に東海財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社プラス

愛知県名古屋市西区名駅二丁目34番1号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。  
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

## 1 経営理念

プラスの使命は、社員の幸せを追求すると同時に、温かさ、素直さ、人情の機微を大切に最高の結婚式サービスを行うこと。

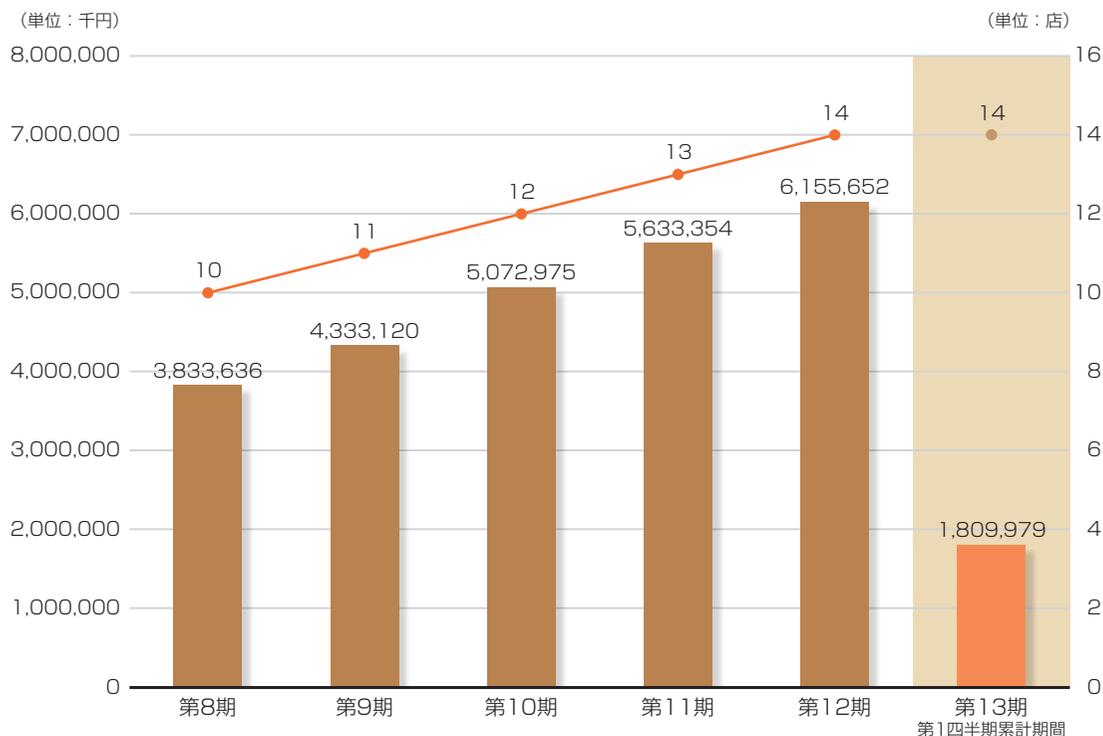
- 一、いつも謙虚さと笑いをもって人と接する。
- 一、チームワークを大切にする。
- 一、それぞれの新郎新婦にとって最高の結婚式を創る。
- 一、地域社会に貢献する。
- 一、プラスに関わるすべての人を愛し愛され、共に成長し続ける。

## 2 事業の概況

当社は、完全貸切のゲストハウスにおいて、挙式・披露宴に関する企画・運営を行うウエディング事業を、東海地方（愛知・岐阜・三重・静岡）に展開しております。

当社の事業セグメントは「ウエディング事業」の単一セグメントであります。

### 【売上高、店舗数の推移】





## 4 事業の特徴

### 完全貸切型ゲストハウス

すべての店舗が「1チャペル・1パーティ会場・1キッチン」のスタイルであります。完全貸切型であるため、ガーデンやテラスを使った演出や、会場全体を使った装飾等のアレンジが可能であり、顧客である新郎新婦と参列するゲストに「完全なプライベート空間」を提供しております。

チャペル



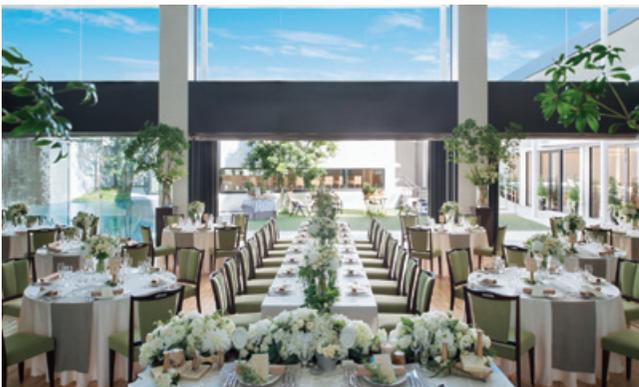
ロビー



ゲストルーム



パーティ会場



ブライズルーム



キッチン



ガーデン



## ウエディングプランナー一貫制

新郎新婦の新規来館から打合せ、結婚式当日の対応までを1人のウエディングプランナーが担当する「ウエディングプランナー一貫制」を採用しており、新郎新婦の様々な要望に対応し信頼関係を築き上げ、結婚式当日は全スタッフが丸となって、おふたりらしいオリジナル感あふれる「それぞれの新郎新婦にとって最高の結婚式」を創り上げております。



## オープンキッチンスタイル

結婚式当日の料理は、出来立てを参列するゲストに提供できるよう、パーティ会場にはオープンキッチンを併設しており、旬の食材を取り入れた本格フランス料理を提供しております。





## 6 事業の内容

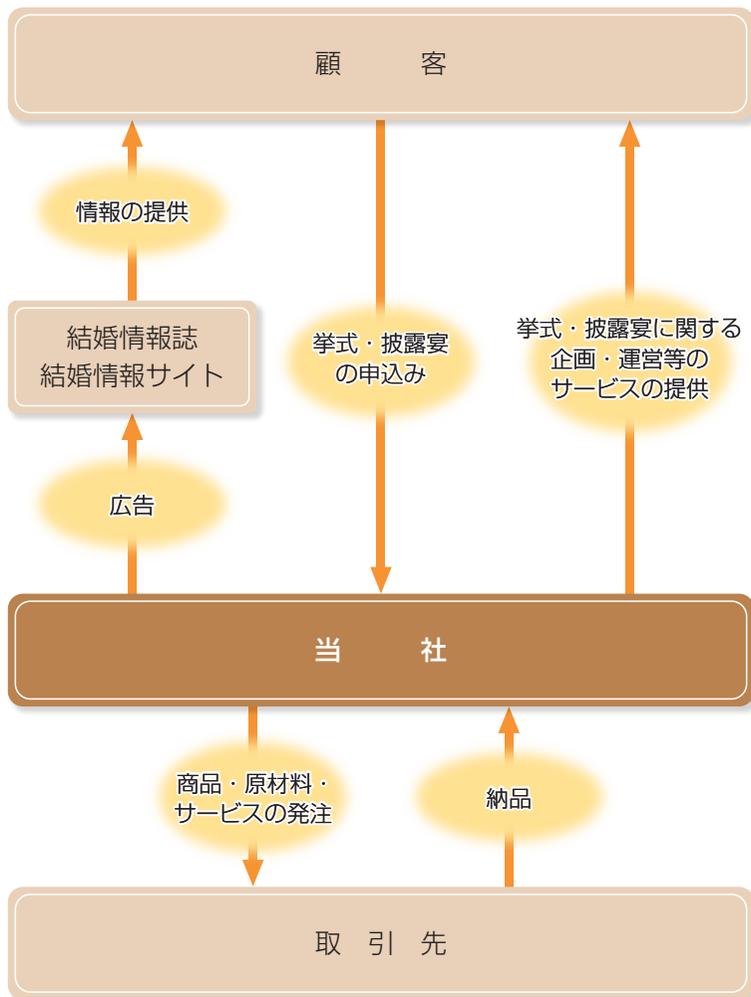
### ドミナント出店戦略

当社は、東海エリアに14会場を展開しておりますが、競争力の高いゲストハウスの展開は当社事業の根幹であり、出店条件や地域の特異性等、当社が対象とする顧客層を考慮した上で、店舗の採算性並びに資金繰りを検討し、出店候補地を決定しております。

### 地域特性に合わせた戦略

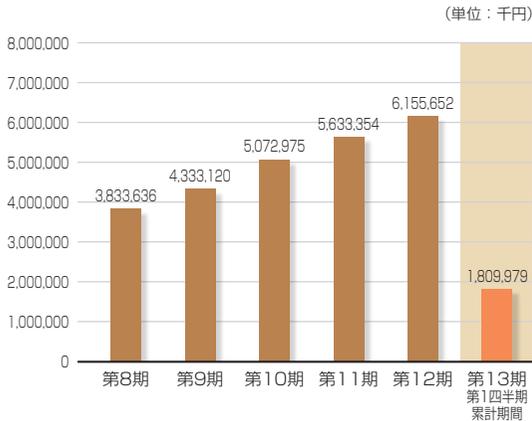
当社は、1パーティ会場であることから、結婚式場としては小型店舗であるため、用地確保の難しい大都市から、人口が比較的少ない郊外においても出店を可能とし、地域の規模・特性に合わせて事業展開しております。

## 7 事業系統図

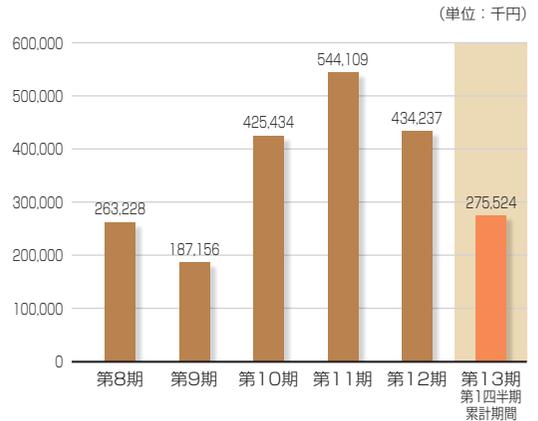


## 8 業績等の推移

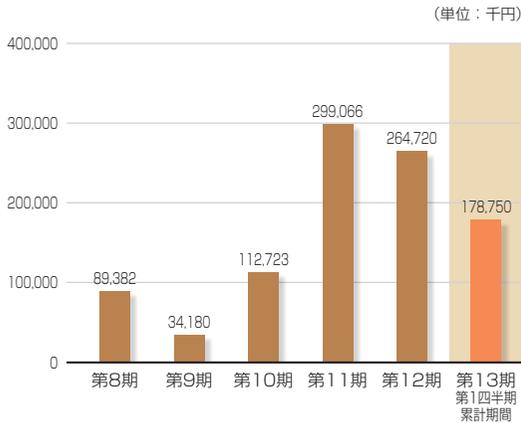
### 売上高



### 経常利益



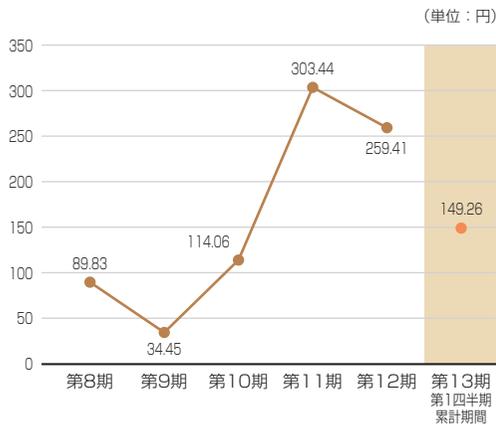
### 当期（四半期）純利益



### 純資産額／総資産額



### 1株当たり当期（四半期）純利益金額



### 1株当たり純資産額



当社は平成27年12月16日開催の取締役会決議により、平成28年1月5日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。

# 目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	1
3. 募集の条件	2
4. 株式の引受け	3
5. 新規発行による手取金の使途	3
第2 売出要項	4
1. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	4
2. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	5
募集又は売出しに関する特別記載事項	6
第二部 企業情報	7
第1 企業の概況	7
1. 主要な経営指標等の推移	7
2. 沿革	9
3. 事業の内容	10
4. 関係会社の状況	12
5. 従業員の状況	13
第2 事業の状況	14
1. 業績等の概要	14
2. 施行、受注及び販売の状況	15
3. 対処すべき課題	16
4. 事業等のリスク	17
5. 経営上の重要な契約等	21
6. 研究開発活動	22
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	23
第3 設備の状況	25
1. 設備投資等の概要	25
2. 主要な設備の状況	26
3. 設備の新設、除却等の計画	27
第4 提出会社の状況	28
1. 株式等の状況	28
2. 自己株式の取得等の状況	32
3. 配当政策	32
4. 株価の推移	32
5. 役員の状況	33
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	36

第5	経理の状況	42
1.	財務諸表等	43
(1)	財務諸表	43
(2)	主な資産及び負債の内容	87
(3)	その他	88
第6	提出会社の株式事務の概要	89
第7	提出会社の参考情報	90
1.	提出会社の親会社等の情報	90
2.	その他の参考情報	90
第四部	株式公開情報	91
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	91
第2	第三者割当等の概況	93
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	93
2.	取得者の概況	94
3.	取得者の株式等の移動状況	94
第3	株主の状況	95
	[監査報告書]	98

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成28年2月4日
【会社名】	株式会社ブラス
【英訳名】	Brass Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河合 達明
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市区名駅二丁目34番1号
【電話番号】	052-571-3322
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 河合 智行
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市区名駅二丁目34番1号
【電話番号】	052-571-3322
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 河合 智行
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 742,900,000円 売出金額 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 131,100,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	200,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- （注）1. 平成28年2月4日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成28年2月18日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、平成28年2月4日開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。  
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

#### 2【募集の方法】

平成28年2月29日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成28年2月18日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名証」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」第3条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	200,000	742,900,000	402,040,000
計（総発行株式）	200,000	742,900,000	402,040,000

- （注）1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、東証の定める「有価証券上場規程施行規則」及び名証の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「取引所の有価証券上場規程施行規則等」と総称する。）により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成28年2月4日開催の取締役会決議に基づき、平成28年2月29日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（4,370円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は874,000,000円となります。
6. 本募集に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「2 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

### 3【募集の条件】

#### (1)【入札方式】

##### ①【入札による募集】

該当事項はありません。

##### ②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成28年3月1日(火) 至 平成28年3月4日(金)	未定 (注) 4.	平成28年3月8日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成28年2月18日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年2月29日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成28年2月18日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成28年2月29日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成28年2月4日開催の取締役会において、平成28年2月29日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成28年3月9日(水) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに関し、平成28年2月22日から平成28年2月26日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、東証の「有価証券上場規程」及び名証の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

##### ①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 新名古屋駅前支店	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成28年3月8日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
安藤証券株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目23番21号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6		
計	—	200,000	—

- (注) 1. 平成28年2月18日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。  
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成28年2月29日)に元引受契約を締結する予定であります。  
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
804,080,000	10,000,000	794,080,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(4,370円)を基礎として算出した見込額であります。  
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。  
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額794,080千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限120,612千円と合わせて、全額を新規出店のための設備投資資金に充当する予定であります。

内訳は、平成28年7月期出店予定のミエルシトロン(三重県四日市市)及びミエルココン(三重県津市)の店舗設備に485,087千円を、残額を平成29年7月期出店予定の梅田新店(仮称)及び清水新店(仮称)の店舗設備に充当する予定であります。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	30,000	131,100,000	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 30,000株
計(総売出株式)	—	30,000	131,100,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が  
行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を  
示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成28年2月4日開催の取締役会において、東  
海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資の決議を行っております。ま  
た、東海東京証券株式会社は、東証または名証においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株  
式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。  
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケート  
カバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則等により規定されてお  
ります。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止  
いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（4,370円）で算出した見込額でありま  
す。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同  
一であります。

## 2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

### (1) 【入札方式】

#### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

#### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成28年 3月1日(火) 至 平成28年 3月4日(金)	100	未定 (注) 1.	東海東京証券 株式会社及び その委託販売 先金融商品取 引業者の本店 及び全国各支 店	—	—

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、本募集における募集価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2. 株式受渡期日は、本募集における株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

4. 東海東京証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. 東京証券取引所マザーズ及び名古屋証券取引所セントレックスへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、東海東京証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズ及び名古屋証券取引所セントレックスへの上場を予定しております。

### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である河合達明（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年2月4日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 30,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	平成28年3月31日(木)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成28年2月18日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成28年2月29日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成28年3月9日から平成28年3月28日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東証または名証においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3. ロックアップについて

本募集に関連して、貸株人である河合達明及び当社株主である河合知行、大脇久嗣、河合二美、有限会社ウエディングマルシェ、能野基道、岩村豊正並びに鷲野真は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成28年9月4日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成28年2月4日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の有価証券上場規程施行規則等の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成23年7月	平成24年7月	平成25年7月	平成26年7月	平成27年7月
売上高 (千円)	3,833,636	4,333,120	5,072,975	5,633,354	6,155,652
経常利益 (千円)	263,228	187,156	425,434	544,109	434,237
当期純利益 (千円)	89,382	34,180	112,723	299,066	264,720
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	69,700	69,700	69,700	69,700	69,700
発行済株式総数 (株)	5,988	5,988	5,988	5,988	5,988
純資産額 (千円)	600,236	634,091	745,059	1,043,606	1,438,257
総資産額 (千円)	3,585,712	4,311,247	4,647,514	5,072,081	5,831,193
1株当たり純資産額 (円)	120,942.25	127,892.58	151,097.11	1,059.93	1,200.95
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	17,966.30	6,891.13	22,813.89	303.44	259.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	16.7	14.7	16.0	20.6	24.7
自己資本利益率 (%)	16.1	5.5	16.3	33.4	21.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	706,319	623,034
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△773,116	△778,615
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	35,462	476,046
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	382,360	702,826
従業員数 (人)	146	163	171	210	242
(外、平均臨時雇用者数)	(34)	(36)	(46)	(55)	(60)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 第8期、第9期、第10期及び第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権を発行しておりますが、当社株式は非上場のため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。第12期については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 第8期、第9期及び第10期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー、現金及び現金同等物の期末残高については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、記載しておりません。

7. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は年間平均雇用人数を（ ）外数で記載しております。

8. 第8期、第9期、第10期、第11期及び第12期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しております。
- 第11期及び第12期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第8期、第9期及び第10期の財務諸表については、監査を受けておりません。
9. 当社は、平成27年12月16日開催の取締役会決議により、平成28年1月5日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
10. 当社は、平成28年1月5日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第8期、第9期及び第10期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成23年7月	平成24年7月	平成25年7月	平成26年7月	平成27年7月
1株当たり純資産額 (円)	604.71	639.46	755.49	1,059.93	1,200.95
1株当たり当期純利益金額 (円)	89.83	34.45	114.06	303.44	259.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

## 2 【沿革】

当社代表取締役社長である河合達明は、平成10年愛知県一宮市に結婚式司会者派遣を目的とする会社として、現在の株式会社プラスの前身である「有限会社プラス」を創業いたしました。

その後、平成15年に愛知県一宮市に第1号店として「ルージュ：ブラン」を開店し、平成16年に「株式会社プラス」へ組織変更いたしました。

平成10年4月	結婚式司会者派遣を目的として愛知県一宮市に有限会社プラス（資本金3,000千円）を設立
平成15年2月	愛知県一宮市に第1号店として「ルージュ：ブラン」を開店
平成16年3月	株式会社プラス（資本金10,000千円）に組織変更
平成16年11月	愛知県日進市に「オレンジ：パール」を開店
平成16年12月	日本証券業協会のグリーンシート銘柄に指定
平成17年5月	愛知県岡崎市に「ブルー：ブラン」を開店
平成17年12月	愛知県名古屋市に「ブルー：レマン自由が丘」を開店（現「ブルーレマン名古屋」）
平成18年4月	愛知県一宮市の「ルージュ：ブラン」をリニューアルOPEN
平成19年3月	愛知県安城市に「ブラン：ページ」を開店
平成19年11月	日本証券業協会のグリーンシート銘柄の指定取消
平成20年2月	愛知県常滑市に「マンダリンポルト」を開店
平成20年10月	岐阜県羽島市に「ヴェールノアール」を開店
平成21年6月	愛知県豊橋市に「ルージュアルダン」を開店
平成22年2月	愛知県豊田市に「アーjentパルム」を開店
平成23年1月	三重県鈴鹿市に「ミエルクローチェ」を開店
平成23年6月	愛知県岡崎市の「ブルー：ブラン」をリニューアルOPEN
平成24年2月	愛知県名古屋市に「ヴェルミヨンバーグ」を開店 愛知県名古屋市にドレスショップ「B. DRESSER」をOPEN
平成24年5月	愛知県名古屋市に「ブルーレマン名古屋」をリニューアルOPEN
平成25年6月	静岡県浜松市に「マンダリンアリュール」を開店
平成26年4月	愛知県名古屋市西区に本社を移転
平成26年6月	静岡県静岡市に「ラピスアジュール」を開店
平成27年5月	愛知県名古屋市に「クルヴェット名古屋」を開店

### 3 【事業の内容】

当社は、完全貸切のゲストハウスにおいて、挙式・披露宴に関する企画・運営等を行うウエディング事業を、東海地方（愛知・岐阜・三重・静岡）に展開しております。当社の事業セグメントは「ウエディング事業」の単一セグメントであります。

当社のウエディング事業は、従来からあった結婚式のスタイル（専門式場・ホテル・レストラン）ではなく、「完全貸切型のゲストハウス」とし、すべての店舗が「1チャペル、1パーティ会場、1キッチン」のスタイルであります。完全貸切型であるため、ガーデンやテラスを使った演出や、会場全体を使った装飾等のアレンジが可能であり、顧客である新郎新婦と参列するゲストに「完全なプライベート空間」を提供しております。

また、1パーティ会場であることから、結婚式場としては小型店舗であるため、用地確保の難しい大都市から、人口が比較的少ない郊外においても出店を可能としております。店舗の形態としては、人口約20万人以上の地方都市を主軸に出店する「郊外型店舗」、人口約100万人の都市に出店する「都市型店舗」、都心部への出店を可能とする「都心型テナント入居店舗」の3形態が存在し、地域の規模・特性に合わせて事業展開しております。

当社では、新郎新婦の新規来館から打合せ、結婚式当日の対応までを1人のウエディングプランナーが担当する「ウエディングプランナー一貫制」を採用しており、新郎新婦の様々な要望に対応し信頼関係を築き上げ、結婚式当日は全スタッフが一丸となって、おふたりらしいオリジナル感あふれる「それぞれの新郎新婦にとって最高の結婚式」をつくり上げております。

結婚式当日の料理は、出来立てを参列するゲストに提供できるよう、パーティ会場にはオープンキッチンを併設しており、旬の食材を取り入れた本格フランス料理を提供しております。

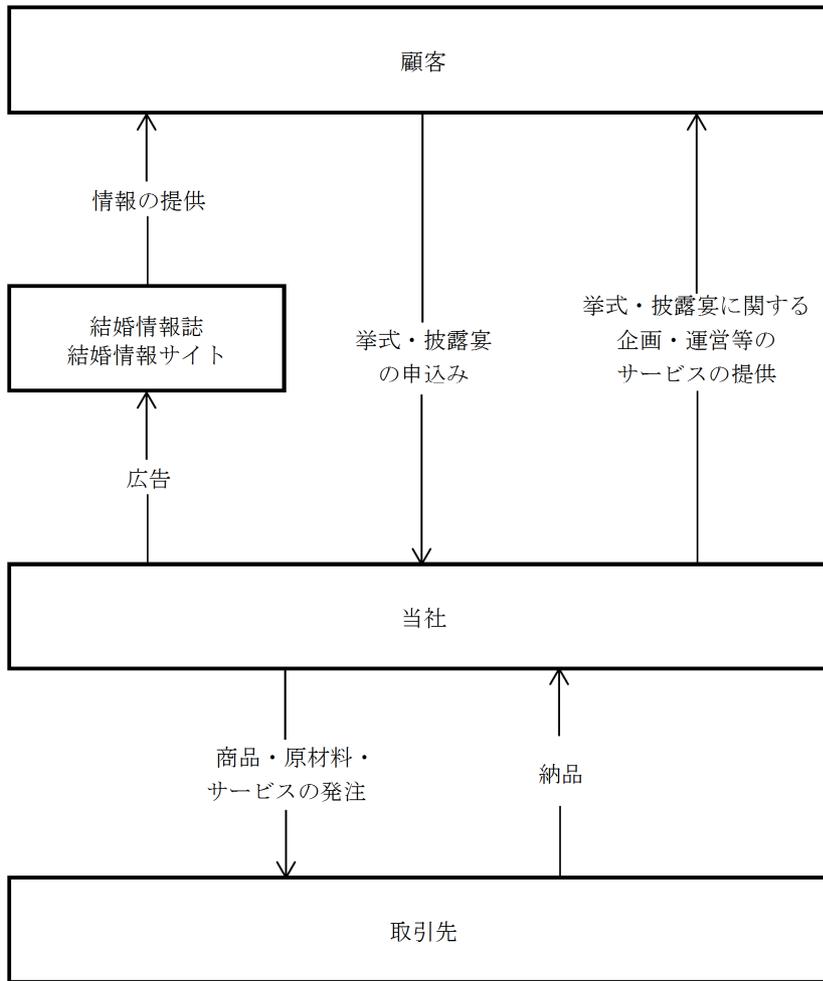
更に、当社では新郎新婦とのつながりを重要視しているため、結婚式を挙げた新郎新婦をそれぞれの式場に招待し、「夏祭り」を毎年開催し、挙式後も新郎新婦とつながっていただける場所を提供しております。

#### ○当社店舗数、受注数及び施行数の推移

	平成23年7月期	平成24年7月期	平成25年7月期	平成26年7月期	平成27年7月期
店舗数（店）	10	11	12	13	14
受注数（組）	1,229	1,342	1,552	1,691	1,746
施行数（組）	1,121	1,211	1,393	1,555	1,718

以上に述べた事項を事業系統図に示しますと、次のとおりであります。

[事業系統図]



#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

平成27年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
239(65)	27.6	3.8	3,957

当社はウエディング事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

事業部門の名称	従業員数（人）
ウエディング事業本部	229 (65)
管理本部	10 (0)
合計	239 (65)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の年間平均雇用人数を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (2) 労働組合の状況

当社では労働組合は組成されておりませんが、労使関係は安定しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

第12期事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、政府及び日銀の経済・金融政策により円安・株高傾向が継続したことで緩やかな景気回復の動きが見られるものの、消費税増税に対する不安や物価上昇懸念、また、新興国経済の停滞に伴う海外経済動向の不安などから、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社が事業を展開するブライダル業界におきましては、ウェディングスタイルでの挙式披露宴需要は底堅く推移している一方で、専門式場やホテルのリニューアル、価格競争の激化、顧客ニーズの多様化など、業界内の競合は厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、14号店「クルヴェット名古屋」（名古屋市中村区）を計画通りオープンするとともに、既存店の売上も堅調に推移いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は6,155,652千円（前事業年度比9.3%増）、営業利益462,002千円（前事業年度比17.4%減）、経常利益434,237千円（前事業年度比20.2%減）、当期純利益は264,720千円（前事業年度比11.5%減）となりました。

なお、当社はウェディング事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

第13期第1四半期累計期間（自 平成27年8月1日 至 平成27年10月31日）

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、前年度から引き続き政府・日銀による各種の経済・金融政策に支えられ、雇用及び所得環境の改善が続く、景気は穏やかな回復基調にあるものの、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

このような環境の中、当社ではハウスイエディングという、一軒家を完全貸切し、施設全体を利用した多彩な演出を実現、自宅にお客さまを招く感覚で挙式・披露宴を挙げるができる仕組みを確立しております。同業他社の多くは、複数のパーティ会場を施設内に設け、1日何組ものお客さまを扱いますが、当社はすべての会場が「1チャペル・1パーティ会場・1キッチン」とし、貸切の贅沢感を重視しております。また結婚式場としては小型店舗のため、用地確保の難しい大都市から、人口が比較的少ない郊外においても出店を可能とし、事業展開をしております。

また、8月には新店舗である「ミエルシトロン」の準備室営業サロンが三重県四日市駅前にオープンし、さらに10月には新店舗である「ミエルココン」の準備室営業サロンが三重県津駅前にオープンしました。また、5月にブランドオープンしました「クルヴェット名古屋」も非常に活況を呈しております。

その結果、当第1四半期累計期間における売上高は1,809,979千円、営業利益280,353千円、経常利益275,524千円、四半期純利益178,750千円となりました。

なお、当社はウェディング事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

第12期事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ320,465千円増加し702,826千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は623,034千円（前事業年度は706,319千円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益を412,787千円計上したこと、減価償却費を394,958千円計上したこと、法人税等の支払額179,722千円によるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は778,615千円（前事業年度は773,116千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出743,280千円、差入保証金の差入による支出50,691千円によるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果得られた資金は476,046千円（前事業年度は35,462千円の収入）となりました。これは主に、自己株式の売却による収入129,930千円、長期借入れによる収入1,335,000千円により資金が増加した一方、長期借入金の返済による支出839,218千円等によるものであります。

## 2【施行、受注及び販売の状況】

### (1) 施行実績

第12期事業年度及び第13期第1四半期累計期間における施行実績を示すと、次のとおりであります。

	第12期事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)		第13期第1四半期累計期間 (自 平成27年8月1日 至 平成27年10月31日)	
	施行数(組)	前年同期比(%)	施行数(組)	前年同期比(%)
ウエディング事業	1,718	110.5	482	114.8
合計	1,718	110.5	482	114.8

(注) 当社の事業区分は「ウエディング事業」の単一セグメントであります。

### (2) 受注状況

第12期事業年度及び第13期第1四半期累計期間における受注状況を示すと、次のとおりであります。

	第12期事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)				第13期第1四半期累計期間 (自 平成27年8月1日 至 平成27年10月31日)			
	受注数 (組)	前年同期 比(%)	受注残高 (組)	前年同期 比(%)	受注数 (組)	前年同期 比(%)	受注残高 (組)	前年同期 比(%)
ウエディング事業	1,746	103.3	1,361	102.1	521	123.2	1,400	104.8
合計	1,746	103.3	1,361	102.1	521	123.2	1,400	104.8

(注) 当社の事業区分は「ウエディング事業」の単一セグメントであります。

### (3) 販売実績

第12期事業年度及び第13期第1四半期累計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

	第12期事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)		第13期第1四半期累計期間 (自 平成27年8月1日 至 平成27年10月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)	前年同期比(%)
ウエディング事業	6,155,652	109.3	1,809,979	123.9
合計	6,155,652	109.3	1,809,979	123.9

(注) 1. 当社の事業区分は「ウエディング事業」の単一セグメントであります。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当社の属するブライダル業界は、日本国内の少子高齢化や未婚率の増加などを背景に、挙式・披露宴件数の減少は避けられない状況であります。しかしながら、オリジナルな挙式・披露宴志向の高まりによって、ゲストハウス・ウエディングの市場は、広く支持を集めております。こうしたトレンドを踏まえ、専門式場がゲストハウス・ウエディングへ進出してきたほか、価格競争の激化、異業種からの新規参入等、業界における企業間の競争はますます激しくなると認識しております。

このような状況下において、当社がウエディング事業を核に、中長期的に企業価値を高めていくために、当社は下記の事項を主な課題として取り組んでいく方針です。

#### (1) 出店について

当社は、東海エリアに14会場を展開しておりますが、競争力の高いゲストハウスの展開は当社事業の根幹であり、出店条件や地域の特異性等、当社が対象とする顧客層を考慮した上で、店舗の採算性並びに資金繰りを検討し、出店候補地を決定しております。今後は出店戦略の多様化を図りながら、より効率的な店舗展開を進めていくことが重要な課題と認識しております。

#### (2) 人材の確保と育成

当社の主役ともいうべきウエディングプランナーは新卒を採用し、育成していく方針です。入社後は定期的な社内研修等を実施することにより、顧客ニーズに対応できる接客力を向上させておりますが、スタッフ育成には一定の教育期間を要するため、事業展開と人材採用・育成とのバランスをとりながらサービスの維持・向上に努めてまいります。

#### (3) 衛生管理の強化

当社の各会場は、食品衛生法に基づき所轄保健所より営業許可証を取得し、食品衛生責任者を配置しております。また、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底していると共に、定期的に本社人員による店舗監査や外部検査機関による検査と改善を行っております。今後も法改正等に対応しながら、更に衛生管理体制を強化していく方針です。

#### (4) コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社では、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるため、また、今後も企業の継続的な成長を実現していくために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。今後においても、管理部門の拡充、内部監査体制の充実を図り、更なる内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

## 4 【事業等のリスク】

当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性のある事項については、以下のようなものがありますが、これらに限定されるものではありません。

なお、本文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 市場について

総務省の国勢調査によると、わが国における結婚適齢期人口は減少傾向にあると予測されております。また挙式・披露宴を実施しないカップルや晩婚化というお客さまの意識の変化によっても挙式・披露宴市場の規模が縮小していく可能性があることを認識しております。今後、市場の縮小が急激であった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 婚礼スタイルについて

当社は、時代のニーズや各種トレンドを把握し、変化に対応していく方針であります。ゲストハウス・ウエディングに変わる新たな婚礼スタイルが主流になり、変化への対応が遅れが生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 競合他社の影響について

当社は、店舗のデザインの他、人材の育成、サービスの充実等に注力し、他社との差別化を図っております。しかしながら、当社が運営する各会場と同一商圈に、競合企業が複数参入した場合や、異業種からの新規参入など、業界における他社との競合状況が激化した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 出店について

当社は、出店候補地の立地条件や商圈動向、競合企業の動向、地域特性、採算性及び設備投資の内容等を総合的に検討しながら店舗展開を行っておりますが、出店条件に合致する物件が見つからない場合は、計画的な出店が進まず、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、出店に際しては先行費用が発生するため、出店が集中した場合には、短期的に当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 人材確保と育成について

当社は、今後も継続的な店舗展開を図っていく方針であるため、十分な人材の確保が必要不可欠であり、少子化の影響によって雇用対象者数が減少する中、人材の確保及び育成を重要課題と考えております。当社では、新卒採用の拡大等で積極的に人材の確保を行うとともに、人材教育に努めております。

しかしながら、十分な人材の確保及び育成が出来ない場合には、計画通りの出店やサービスレベルの維持が困難となり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (6) 法的規制について

#### ①ゲストハウスの建築・改装について

当社が運営するゲストハウスの建築・改装につきましては、建築基準法、消防法、下水道法等による規制を受けております。

当社は、ゲストハウスの建築・改装にあたっては、外部設計事務所や建設会社に業務を委託し、法令を遵守した建築・改装を行っておりますが、これらの法令に抵触し、建築計画の遅れや施設の運営に支障が生じた場合、又は大規模な法令改正が行われた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ②衛生管理について

当社は、挙式・披露宴時に料理や飲料を提供しているため、食品衛生法の規制対象となり、所轄保健所から営業許可証を取得し、事業を行っております。衛生面に関しましては、食中毒等の発生により営業停止等の事態が生じないよう、店舗ごとに食品衛生責任者を配置し、安全性と品質の確保に万全を期しております。また、外部専門機関による定期的な各種衛生検査を実施しておりますが、万一、食中毒等の事故あるいは、当社の意図しない原因による問題食材の使用等が発生した場合には、社会的信用の低下により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③個人情報の管理について

当社では結婚式等に関わる多くのお客様の個人情報を保持しております。これらの情報については、個人情報管理に関する規程を整備し、個人情報が記載された書類やデータについては保管庫における施錠管理やパスワード管理により管理を徹底しております。

しかしながら、不測の事態により個人情報が漏洩した場合には、社会的信用の低下により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 差入保証金について

当社の店舗の用地については賃借により出店等を行うことを基本方針としており、すべての店舗において保証金を差し入れております。差入保証金の残高は、平成27年7月31日現在267,656千円であり、資産総額に占める比率は4.6%となっております。この保証金は、退店時には貸主から返還されることになっておりますが、貸主の財政状態の悪化等により、差入保証金の一部又は全部が返還されない場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社都合による賃貸借契約の解除を行う場合、違約金の支払い又は保証金の放棄が必要となる場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 有利子負債依存度について

当社は、主に金融機関から、自己所有物件の取得を目的とした資金調達を行っております。有利子負債残高、有利子負債依存度及び支払利息は下表のとおりであります。

有利子負債残高の削減を進め、財務体質の強化に努める方針ではありますが、今後の金融情勢の変動により金利が大幅に上昇した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

	平成26年7月期末	平成27年7月期末
有利子負債残高（千円）	2,861,257	3,207,373
有利子負債依存度（%）	56.4	55.0
支払利息（千円）	40,556	41,052

(注) 1. 有利子負債残高は、短期及び長期借入金（1年内返済予定を含む）、社債（1年内償還予定を含む）の合計額であります。

2. 有利子負債依存度とは、総資産に占める有利子負債の比率であります。

#### (9) 減損損失について

当社は、建物等の固定資産を保有しており、定期的に店舗ごとに減損兆候の判定を行うことで、経営効率の向上に努めております。しかしながら、市場環境の変化等により、今後著しく収益性が低下して投資額の回収が見込めなくなった場合には減損損失が発生し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (10) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である河合達明は、当社の経営方針や戦略の決定等、事業活動上重要な役割を担っております。同氏に対し事業運営及び業務遂行において過度に依存しないよう、経営組織の強化・権限の委譲等により経営リスクの軽減を図るとともに、各分野での人材育成強化を行っておりますが、不測の事態により、同氏が職務を遂行できなくなった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (11) 自然災害について

当社は東海エリアに14会場を展開しておりますが、これらの出店地域において予測不能の大規模な自然災害が発生し、施設に影響が生じ、事業を中断せざるを得ない状況になった場合は、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。更に、被害の程度によっては、店舗の修繕費等の費用が多額に発生する可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (12) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案して、利益還元策を決定していく所存であります。しかしながら、当社は当期純利益を計上しておりますが、未だ内部留保が充実しているとは言えず、創業以来配当を行っておりません。現在は内部留保の充実を図り、事業の効率化事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指す方針であり、将来的には、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案しながら株主への配当を検討する方針であります。そのため、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

#### (13) アルバイト就業者等への社会保険加入義務化の適用基準拡大について

当社は、店舗において多数のアルバイト就業者を雇用しております。アルバイト就業者に対し、社会保険加入の要件を満たす就業状況にある人員全てに加入を義務付けておりますが、今後アルバイト就業者への社会保険適用範囲の拡大が実施された場合、社会保険料負担の増加等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 商標権について

当社の使用する名称・商標等については、使用前に外部の専門家を通じて第三者の商標権を侵害していないかについて確認し、第三者の権利を侵害することがないよう努めております。しかしながら、今後第三者の権利保有する商標と類似する等、当該第三者の商標権を侵害していると認定され、損害賠償等の支払等を請求された場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 関連当事者取引について

当社は、金融機関からの借入金、社債の発行、賃貸借契約及び営業保証金に関して、代表取締役社長河合達明より債務保証を受けております。

なお、本書提出日現在において、金融機関からの借入、社債、賃貸借契約及び営業保証金に対する債務被保証については、解消済みであります。

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	河合達明	-	-	当社代表取締役	66.8	債務の保証	当社金融機関借入に対する債務被保証（注）	2,649,957	-	-
							社債への被保証（注）	211,300	-	-
							賃貸借契約に対する債務被保証（注）	-	-	-
							営業保証金に対する債務被保証（注）	50,000	-	-

(注) 当社は金融機関借入、社債、賃貸借契約（年間賃借料79,114千円）及び営業保証金に対して代表取締役河合達明より債務保証を受けております。なお保証料の支払は行っておりません。

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	河合達明	-	-	当社代表取締役	73.5	債務の保証	当社金融機関借入に対する債務被保証(注)	2,937,273	-	-
							社債への被保証(注)	153,100	-	-
							賃貸借契約に対する債務被保証(注)	-	-	-
							営業保証金に対する債務被保証(注)	50,000	-	-

(注) 当社は金融機関借入、社債、賃貸借契約（年間賃借料85,040千円）及び営業保証金に対して代表取締役河合達明より債務保証を受けております。なお保証料の支払は行っておりません。

(16) 売上の季節変動について

挙式披露宴は、一般的に春（3月～5月）、秋（9月～11月）に多く行なわれる傾向があります。当社の各店舗においても、同様にこれらの月には挙式数が増加し、売上高が高くなっておりますが、当社は7月決算であるため、各四半期にシーズン月が分散される形となっております。その結果、四半期ベースの業績では季節変動の影響は軽微なものとなっております。

平成26年7月期

	第1四半期 (8～10月期)	第2四半期 (11～1月期)	第3四半期 (2～4月期)	第4四半期 (5～7月期)	年度計
売上高 (千円)	1,340,435	1,332,543	1,507,641	1,452,734	5,633,354
構成比 (%)	23.8	23.6	26.8	25.8	100.0

平成27年7月期

	第1四半期 (8～10月期)	第2四半期 (11～1月期)	第3四半期 (2～4月期)	第4四半期 (5～7月期)	年度計
売上高 (千円)	1,460,639	1,624,382	1,474,778	1,595,851	6,155,652
構成比 (%)	23.7	26.4	24.0	25.9	100.0

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりましては、資産、負債、収益及び費用に影響を与える見積り及び判断を必要としております。

当社は財務諸表作成の基礎となる見積り及び判断を過去の実績を参考に合理的と考えられる判断を行った上で計上しております。しかしながら、これらの見積り及び判断は不確実性を伴うため、実際の結果とは異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成において採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 重要な会計方針」に記載しております。

### (2) 財政状態の分析

第12期事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

#### (流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は894,195千円（前事業年度末比291,188千円増）となりました。これは主に、借入金による運転資金の調達、自己株式の処分等に伴う現金及び預金の増加（前事業年度末比305,473千円増）によるものです。

#### (固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は4,936,997千円（前事業年度末比467,922千円増）となりました。これは主に、クルヴェット名古屋の新規出店等に伴う有形固定資産の増加（前事業年度末比342,473千円増）、投資その他の資産の増加（前事業年度末比123,812千円増）によるものです。

#### (流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は1,789,181千円（前事業年度末比3,783千円増）となりました。これは主に、短期借入金の減少（前事業年度末比91,466千円減）、1年内返済予定の長期借入金の増加（前事業年度末比104,946千円増）等によるものです。

#### (固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は2,603,754千円（前事業年度末比360,677千円増）となりました。これは主に、長期借入金の増加（前事業年度末比390,836千円増）、社債の減少（前事業年度末比58,200千円減）、資産除去債務の増加（前事業年度末比21,990千円増）によるものです。

#### (純資産)

当事業年度末における純資産の残高は1,438,257千円（前事業年度末比394,650千円増）となりました。

第13期第1四半期会計期間（自 平成27年8月1日 至 平成27年10月31日）

#### (資産)

当第1四半期会計期間末の資産合計は、6,406,834千円（前事業年度末比575,641千円増）となりました。これは主に、現金及び預金の増加（前事業年度末比313,303千円増）、売掛金の増加（前事業年度末比46,509千円増）及び有形固定資産の増加（前事業年度末比190,375千円増）によるものです。

#### (負債)

当第1四半期会計期間末の負債合計は、4,789,827千円（前事業年度末比396,891千円増）となりました。これは主に、未払金が減少（前事業年度末比41,542千円減）したものの、買掛金（前事業年度末比139,671千円増）、借入金（前事業年度末比212,960千円増）、未払法人税等（前事業年度末比72,930千円増）が増加したことによるものです。

#### (純資産)

当第1四半期会計期間末の純資産合計は、1,617,007千円（前事業年度末比178,750千円増）となりました。これは、四半期純利益の計上に伴い、利益剰余金が増加（前事業年度末比178,750千円増）したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

第12期事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

（売上高）

当事業年度の売上高は6,155,652千円（前事業年度比9.3%増加）となり、522,297千円増加しました。これは主に、ラピスアジュールの通年稼働、クルヴェット名古屋の新規出店により挙式数が増加したことによるものであります。

（売上総利益）

当事業年度の売上原価は2,354,720千円（前事業年度比7.5%増加）となり、165,297千円増加しました。これは主に、ラピスアジュールの通年稼働、クルヴェット名古屋の新規出店により挙式数が増加したことによるものであります。

この結果、売上総利益は3,800,931千円（前事業年度比10.4%増加）となり、357,000千円増加しました。

（営業利益）

当事業年度の販売費及び一般管理費は3,338,928千円（前事業年度比15.7%増加）となり、454,230千円増加しました。これは主に、事業規模拡大に伴うもので人件費が208,126千円、地代家賃が44,048千円、広告宣伝費が42,501千円増加したことによるものであります。

この結果、当事業年度の営業利益は、462,002千円（前事業年度比17.4%減少）となり、97,230千円の減少となりました。

（経常利益）

当事業年度の経常利益は、434,237千円（前事業年度比20.2%減少）となり、109,871千円の減少となりました。

（当期純利益）

当事業年度の法人税等合計は148,067千円となりました。これらの結果、当期純利益は、264,720千円（前事業年度比11.5%減少）となり、34,346千円減少しました。

第13期第1四半期累計期間（自 平成27年8月1日 至 平成27年10月31日）

当第1四半期累計期間における売上高は1,809,979千円、売上総利益は1,126,830千円、営業利益は280,353千円、経常利益は275,524千円、税引前四半期純利益は275,524千円、四半期純利益178,750千円となりました。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの分析は、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社が今後の事業を拡大し、継続的な成長を行うために、経営者は「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載しております課題に対処していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために経営者は、必要な人材を適時に採用すると同時に、新規出店の増加に備えた新規採用及び教育研修制度の拡充、企業規模の拡大に対応した内部管理体制の強化等の整備を進め、企業価値の更なる向上を目指して取り組んでまいります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

第12期事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

当社は、ウエディング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当事業年度において実施した当社の設備投資の総額は735百万円であります。

主要な設備投資は、新規出店1店舗で669百万円の投資を実施しました。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第13期第1四半期累計期間（自 平成27年8月1日 至 平成27年10月31日）

当社は、ウエディング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当第1四半期累計期間において実施した当社の設備投資の総額は12百万円であります。

主要な設備投資は、「ミエルココン」の準備室営業サロンオープンに3百万円、クルヴェット名古屋の駐車場舗装工事に5百万円の投資を実施しました。

なお、当第1四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

## 2 【主要な設備の状況】

平成27年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (人)
		建物	構築物	工具、器具 及び備品	その他	合計	
本社 (愛知県名古屋市区)	本社機能	11,776	—	5,226	1,627	18,631	22 (2)
ルージュブラン (愛知県一宮市) 他12店舗	店舗	3,737,721	248,025	137,637	—	4,123,385	199 (53)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。  
 3. 帳簿価額のうち「その他」は、機械及び装置、車両運搬具の合計であります。  
 4. 臨時従業員数（パートタイマー、アルバイト及び派遣社員を含む。）は、年間平均雇用人数を（ ）外数で記載しております。  
 5. 上記の他、主要な賃借している設備の内容は下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (愛知県名古屋市区)	事務所		9,904
ヴェルミヨンバーグ (愛知県名古屋市中区)	店舗	781.28	45,302

### 3【設備の新設、除却等の計画】（平成27年12月31日現在）

#### (1) 重要な設備の新設

事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額（千円）		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力
			総額	既支払額		着手	完了	
ミエル シトロン	三重県 四日市市	店舗設備	650,000	412,950	借入金 増資資金	平成27年 9月	平成28年 3月	(注) 2
ミエル ココン	三重県 津市	店舗設備	650,000	84,436	借入金 増資資金	平成27年 11月	平成28年 5月	(注) 2
梅田新店 (仮称)	大阪府 大阪市	店舗設備	350,000	—	借入金 増資資金	未定	未定	(注) 2
清水新店 (仮称)	静岡県 静岡市	店舗設備	650,000	—	借入金 増資資金	未定	未定	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含んでおりません。

2. 現時点において増加能力を見積もることが困難であることから、記載しておりません。

#### (2) 重要な改修

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,600,000
計	4,600,000

(注) 平成28年1月5日開催の臨時株主総会において定款の一部変更を行い、発行可能株式総数は4,577,000株増加し、4,600,000株となっております。

##### ②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,197,600	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	1,197,600	—	—

(注) 1. 平成27年12月16日開催の取締役会決議により、平成28年1月5日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,191,612株増加し、1,197,600株となっております。

2. 平成28年1月5日開催の臨時株主総会において定款の一部変更が行われ、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

- (3) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成28年1月5日 (注) 1	1,191,612	1,197,600	—	69,700	—	49,700

(注) 平成27年12月16日開催の取締役会決議により、平成28年1月5日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

平成27年12月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	-	-	9	-	-	75	84	-
所有株式数	-	-	-	93	-	-	5,895	5,988	-
所有株式数の割 合 (%)	-	-	-	1.55	-	-	98.45	100	-

- (注) 1. 平成27年12月16日開催の取締役会決議により、平成28年1月5日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。
2. 平成28年1月5日開催の臨時株主総会において定款の一部変更が行われ、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 5,988	5,988	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	5,988	—	—
総株主の議決権	—	5,988	—

(注) 平成27年12月16日開催の取締役会決議により、平成28年1月5日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行うとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式(その他)の株式数は普通株式1,197,600株、議決権の数は11,976個、発行済株式総数の株式数は1,197,600株、総株主の議決権の議決権の数は11,976個となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (千円)
株主総会 (平成25年10月28日) での決議の状況 (取得期間 平成25年10月29日～平成26年10月28日)	1,000	65,000
最近事業年度前における取得自己株式	8	520
最近事業年度における取得自己株式 (平成26年8月1日～平成27年7月31日)	—	—
残存授權株式の総数及び価額の総額	992	64,480
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	99.2	99.2
最近期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	99.2	99.2

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	1,065	129,930	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

## 3 【配当政策】

当社は、財務体質の強化及び積極的な事業展開を行っていくことが重要であると考えており、内部留保の充実のために、これまで当期純利益を計上した期においても配当を実施しておりません。

しかし、株主への利益還元につきましては、重要な経営目標の一つとして認識しており、将来的には、財務状態・業績・事業計画等を勘案し、株主への利益還元を実施していく予定ではございますが、現時点においては配当の実施及びその時期等については未定であります。

なお、将来的に配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

## 4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

## 5【役員の状況】

男性9名 女性一名（役員のうち女性の比率 －％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		河合 達明	昭和41年1月21日生	平成元年10月 ㈱ドゥ・クレッシェンド入社 平成5年4月 ㈱真誠入社 平成10年4月 ㈱プラス（現：㈱プラス） 設立 代表取締役社長就任（現任）	(注) 4	880,000
取締役	管理本部長	河合 智行	昭和45年6月1日生	平成5年1月 ㈱セガエンタープライゼス （現：㈱セガゲームス）入社 平成17年6月 当社入社 平成20年3月 当社管理本部長 平成26年7月 当社取締役管理本部長 平成26年10月 当社取締役ウエディング事 業本部長 平成27年8月 当社取締役管理本部長（現 任）	(注) 4	113,000
取締役	ウエディング 事業本部長	鷲野 真	昭和47年9月1日生	平成3年4月 東山会館入社 平成9年9月 ㈱インペリアルウイング八 事迎賓館入社 平成16年9月 当社入社 平成17年1月 当社ブループラン支配人 平成23年6月 当社総支配人補佐 平成27年1月 当社総支配人（現任） 平成27年10月 当社取締役ウエディング事 業本部長（現任）	(注) 4	800
取締役 (非常勤)		酒井 康成	昭和57年11月13日生	平成22年7月 税理士法人 報徳事務所入 所 平成26年4月 当社入社 平成26年10月 当社取締役管理本部長 平成26年11月 公認会計士登録 平成27年8月 当社取締役（非常勤）（現 任） 平成27年8月 酒井智義税理士事務所入所 （現任）	(注) 4	—
取締役 (非常勤)		山田 元彦	昭和29年7月16日生	昭和48年9月 ㈱山彦入社 昭和60年11月 ㈱コンバル入社 平成10年11月 ㈱ウエディングマルシェ設 立 代表取締役（現任） 平成16年3月 当社監査役 平成16年9月 当社取締役（非常勤）（現 任）	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (非常勤)		山田 美典	昭和36年9月9日生	昭和63年10月 監査法人伊東会計事務所入所 平成18年9月 あらた監査法人代表社員 平成24年7月 公認会計士山田美典事務所 所長(現任) 平成24年12月 税理士山田美典事務所所長 (現任) 平成25年7月 日本公認会計士協会主任研 究員 平成27年6月 ㈱東海理化監査役(現任) ㈱共和レザー監査役(現 任) 平成27年10月 当社取締役(非常勤)(現 任)	(注) 4	—
監査役 (常勤)		能野 基道	昭和24年3月4日生	昭和48年4月 トピー工業㈱入社 平成21年6月 同社監査役 平成25年6月 同社顧問 平成26年7月 当社監査役(常勤)(現 任)	(注) 5	1,000
監査役 (非常勤)		岩村 豊正	昭和43年9月2日生	平成5年10月 監査法人伊東会計事務所入 所 平成12年7月 岩村公認会計士事務所設立 代表(現任) 平成16年4月 ジャパンベストレスキュー システム㈱監査役(現任) 平成16年11月 キャブ㈱監査役(現任) 平成18年8月 監査法人アンビシャス設立 代表社員(現任) 平成20年3月 ㈱ブロンコビリー監査役 (現任) 平成20年10月 当社監査役(非常勤)(現 任) 平成26年3月 ㈱スーパーアプリ監査役 (現任)	(注) 5	1,000
監査役 (非常勤)		大井 直樹	昭和55年3月18日生	平成16年11月 旧司法試験合格 平成18年10月 渥美総合法律事務所・外国 法共同事業(現:渥美坂井 法律事務所・外国法共同事 業)入所 平成20年9月 間宮総合法律事務所開設 平成25年11月 名古屋総合法律事務所入所 平成27年4月 当社監査役(非常勤)(現 任) 平成27年5月 若山・大井総合法律事務所 開設 共同代表(現任)	(注) 5	—
計						995,800

- (注) 1. 取締役山田元彦及び山田美典は、社外取締役であります。  
2. 監査役能野基道、岩村豊正及び大井直樹は、社外監査役であります。  
3. 取締役河合智行は、当社代表取締役社長河合達明の弟であります。

4. 平成28年1月5日開催の臨時株主総会終結の時から、平成29年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 平成28年1月5日開催の臨時株主総会終結の時から、平成31年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、すべてのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実に経営上の重要課題の一つと認識しております。

この考え方に基づき、透明で健全性の高い企業経営を目指し、コンプライアンスの徹底を経営の基本と位置づけ、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実で公正な企業活動を推進してまいります。

#### ②会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

##### イ. 会社の機関

###### a. 会社の機関の内容

当社は、監査役会設置会社として、株主総会、取締役会のほか、監査役会及び会計監査人を会社の機関として設置しております。

###### b. 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役2名）で構成され、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。取締役会は原則月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。

###### c. 監査役会・監査役

当社の監査役会は監査役3名（常勤監査役1名、非常勤監査役2名）で構成され、3名全員が社外監査役であります。

監査役は取締役会に参加して意見を述べるほか、定期的に内部監査室及び監査法人を交えたミーティングを行う等連携を密にし、監査機能の向上を図っております。常勤監査役はこれらに加え、社内の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べております。

なお、監査役会は、毎月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

###### d. リスク管理委員会

リスク管理委員会は、代表取締役社長を議長として、原則年4回開催されております。同委員会は、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対策を検討しております。

###### e. 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。



- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、取締役会は監査役との協議の上、人数及び権限等を決定し、任命することとしております。
  - ・当該使用人の人事評価・異動については、監査役の同意を得るものとしております。
- f. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ・取締役及び使用人は、法定事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他法令に違反する事項を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとしております。
  - ・監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、必要事項の報告を求めることができるものとしております。
- g. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、意思の疎通を図っております。
  - ・監査役は、内部監査室及び監査法人と定期的に情報交換を行い、意思の疎通を図っております。
  - ・監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができるものとしております。
- h. 反社会的勢力への対応
  - ・「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、総務部を対応統括部署として、反社会的勢力の排除を推進しております。
  - ・平素から外部専門機関と密接な関係を構築しており、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対応する体制を整備しております。

#### ハ. 監査役監査及び内部監査の状況

当社の監査役の人員は3名（全員が社外監査役）であり、うち1名は常勤監査役であります。

監査役会は、毎事業年度監査計画を立案し、各監査役は定められた業務分担に従い、監査を実施しております。月1回開催されている監査役会においては、監査状況に関する情報共有が行われ、討議を実施しております。また、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、内部統制システムの整備状況について、監査を通じ確認しております。

当社の内部監査は、専任の内部監査室（室長1名）が担当しております。

内部監査室は、当社の全部門を対象として内部監査を実施しており、監査結果は代表取締役社長及び実施部署へ報告を行っており、指摘事項については後日改善状況の確認を行っております。

なお、監査役会、内部監査室及び監査法人は、相互に連携して、三様監査の体制のもと、情報の共有を行い、効率的かつ効果的な監査を実施するよう努めております。

#### ニ. 会計監査の状況

当社は、会計監査人に有限責任 あずさ監査法人を選任し、監査を受けております。当社の監査業務を執行した公認会計士は岡野英生氏及び楠元宏氏であり、当該監査業務に関する補助者は、公認会計士9名その他2名となっております。

なお、有限責任 あずさ監査法人、監査業務を執行した公認会計士及びその補助者と当社の間には特別の利害関係はありません。

#### ホ. 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は社外取締役2名及び社外監査役3名を選任しております。

社外取締役山田元彦は、有限会社ウエディングマルシェの創業者であり、ブライダル業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対する助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与するものと判断し、社外取締役に選任しております。

社外取締役山田美典は、公認会計士であり、会計税務に関する専門的な知識と長年の企業監査において培った豊富な業務経験を有していることから、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与するものと判断し、社外取締役に選任しております。

社外監査役能野基道は、平成25年6月までトピー工業株式会社の監査役を務め、上場企業における豊富な業務経験と見識を有していることから、当社の経営に対する高い監査機能が期待できると判断し、社外監査役に選任しております。

社外監査役岩村豊正は、公認会計士であり、会計税務に関する専門的な知識を有しており、企業会計の実務に長年にわたり携わっていることから、高い監査機能を期待できると判断し、社外監査役に選任しております。

社外監査役大井直樹は、弁護士であり、法律に関する豊富な業務経験と高度な専門性を有していることから、高い監査機能を期待できると判断し、社外監査役に選任しております。

なお、社外取締役山田元彦は有限会社ウエディングマルシェの創業者であり、代表取締役に就任しております。当社は同社との間で営業取引を行っておりますが、同社は当社の主要取引先ではないこと、取引条件については一般取引条件を勘案し、取締役会での決議を経て決定していることから、独立性に関しては確保されているものと考えております。

また、本書提出日現在、社外取締役山田元彦が代表取締役を務める有限会社ウエディングマルシェは当社の株式を4,000株、社外監査役能野基道は当社の株式を1,000株、社外監査役岩村豊正は当社の株式を1,000株、それぞれ保有しております。これらの関係以外に社外取締役及び社外監査役と当社間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別な利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任に当たっては、提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係を総合的に勘案し、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できていることを個別に判断しております。

### ③リスク管理体制の整備状況

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、リスク管理を強化するため、「リスク管理規程」を制定しております。また、代表取締役社長を議長とする「リスク管理委員会」を設置し、リスク情報に関して協議を行い具体的な対応策を検討しております。

また、「コンプライアンス管理規程」を制定し、コンプライアンス遵守の意識の醸成を行うとともに、「内部通報窓口に関する規程」を制定し、顧問弁護士を窓口とする社外通報窓口及び社内通報窓口を設置し、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

加えて、高度な判断が必要とされる問題が発生した場合には、必要に応じて顧問弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を得られる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。なお、当社の内部監査室が、リスク管理体制全般の適切性、有効性を検証しております。

### ④役員報酬の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を 除く)	120,051	120,051	—	—	—	3
社外取締役	2,400	2,400	—	—	—	1
社外監査役	6,775	6,775	—	—	—	3

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

ハ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役の報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役に関しては社長に一任し、監査役に関しては、監査役会の協議により決定しております。

### ⑤株式の保有状況

該当事項はありません。

### ⑥取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

⑦取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任については累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑧株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の運営を円滑に行うためであります。

⑨責任限定契約について

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

⑩中間配当制度に関する事項

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年1月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

⑪自己の株式の取得

当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
6,000	2,400	9,000	3,000

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

非監査業務の内容は、上場準備に関するアドバイザリー業務であります。

(最近事業年度)

非監査業務の内容は、上場準備に関するアドバイザリー業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査日数、監査人員、当社の規模・特性等を勘案して、その妥当性を精査し、監査役会の同意を得て決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成25年8月1日から平成26年7月31日まで）及び当事業年度（平成26年8月1日から平成27年7月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成27年8月1日から平成27年10月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成27年8月1日から平成27年10月31日まで）の四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

### 3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人及び各種団体が主催するセミナーへの参加、財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年7月31日)	当事業年度 (平成27年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 437,598	※1 743,071
売掛金	13,470	12,568
商品	31,742	32,376
貯蔵品	33,911	35,536
前払費用	41,047	56,751
繰延税金資産	44,316	18,606
その他	1,003	922
貸倒引当金	△83	△5,638
流動資産合計	603,006	894,195
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 5,123,321	※1 5,742,918
減価償却累計額及び減損損失累計額	△1,558,550	△1,849,689
建物（純額）	※1 3,564,770	※1 3,893,228
構築物	506,283	552,096
減価償却累計額及び減損損失累計額	△265,602	△304,071
構築物（純額）	240,681	248,025
機械及び装置	657	657
減価償却累計額及び減損損失累計額	△433	△513
機械及び装置（純額）	223	143
車両運搬具	28,644	21,900
減価償却累計額及び減損損失累計額	△21,898	△20,240
車両運搬具（純額）	6,746	1,659
工具、器具及び備品	524,206	578,806
減価償却累計額及び減損損失累計額	△385,654	△427,944
工具、器具及び備品（純額）	138,551	150,861
土地	80	80
建設仮勘定	474	—
有形固定資産合計	3,951,527	4,294,000
無形固定資産		
ソフトウェア	16,664	17,408
その他	7,051	7,945
無形固定資産合計	23,716	25,354
投資その他の資産		
出資金	10	20
差入保証金	219,022	267,656
長期前払費用	7,690	67,041
繰延税金資産	265,353	281,186
その他	1,753	1,738
投資その他の資産合計	493,830	617,643
固定資産合計	4,469,074	4,936,997
資産合計	5,072,081	5,831,193

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年7月31日)	当事業年度 (平成27年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	173,355	187,355
短期借入金	※1 166,666	※1 75,200
1年内償還予定の社債	※1 58,200	※1 58,200
1年内返済予定の長期借入金	※1 751,421	※1 856,367
未払金	241,353	215,464
未払費用	47,471	53,811
未払法人税等	98,924	42,920
未払消費税等	41,728	65,995
前受金	182,428	207,429
その他	23,848	26,437
流動負債合計	1,785,397	1,789,181
固定負債		
社債	※1 153,100	※1 94,900
長期借入金	※1 1,731,870	※1 2,122,706
退職給付引当金	27,703	33,754
資産除去債務	150,403	172,394
その他	180,000	180,000
固定負債合計	2,243,077	2,603,754
負債合計	4,028,475	4,392,936
純資産の部		
株主資本		
資本金	69,700	69,700
資本剰余金		
資本準備金	49,700	49,700
その他資本剰余金		
自己株式処分差益	—	60,705
資本剰余金合計	49,700	110,405
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	993,431	1,258,152
利益剰余金合計	993,431	1,258,152
自己株式	△69,225	—
株主資本合計	1,043,606	1,438,257
純資産合計	1,043,606	1,438,257
負債純資産合計	5,072,081	5,831,193

## 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間  
(平成27年10月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,056,375
売掛金	59,078
商品	30,859
貯蔵品	32,920
前払費用	65,842
繰延税金資産	31,618
その他	3,195
貸倒引当金	△5,638
流動資産合計	1,274,252
固定資産	
有形固定資産	
建物	5,746,227
減価償却累計額及び減損損失累計額	△1,923,275
建物(純額)	3,822,952
構築物	557,596
減価償却累計額及び減損損失累計額	△313,098
構築物(純額)	244,498
機械及び装置	657
減価償却累計額及び減損損失累計額	△526
機械及び装置(純額)	130
車両運搬具	21,900
減価償却累計額及び減損損失累計額	△20,427
車両運搬具(純額)	1,472
工具、器具及び備品	577,854
減価償却累計額及び減損損失累計額	△438,303
工具、器具及び備品(純額)	139,551
土地	51,842
建設仮勘定	223,928
有形固定資産合計	4,484,376
無形固定資産	
ソフトウェア	17,044
その他	7,754
無形固定資産合計	24,798
投資その他の資産	
出資金	20
差入保証金	268,605
長期前払費用	65,775
繰延税金資産	287,268
その他	1,738
投資その他の資産合計	623,407
固定資産合計	5,132,582
資産合計	6,406,834

(単位：千円)

当第1四半期会計期間  
(平成27年10月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	327,027
短期借入金	47,000
1年内償還予定の社債	64,600
1年内返済予定の長期借入金	946,681
未払金	173,921
未払費用	88,351
未払法人税等	115,850
未払消費税等	58,106
前受金	199,579
その他	27,045
流動負債合計	2,048,164
固定負債	
社債	81,000
長期借入金	2,273,552
退職給付引当金	33,968
資産除去債務	173,142
その他	180,000
固定負債合計	2,741,663
負債合計	4,789,827
純資産の部	
株主資本	
資本金	69,700
資本剰余金	
資本準備金	49,700
その他資本剰余金	
自己株式処分差益	60,705
資本剰余金合計	110,405
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,436,902
利益剰余金合計	1,436,902
株主資本合計	1,617,007
純資産合計	1,617,007
負債純資産合計	6,406,834

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)	当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)
売上高	5,633,354	6,155,652
売上原価		
商品期首たな卸高	25,494	31,742
当期商品仕入高	2,220,951	2,382,577
合計	2,246,446	2,414,319
他勘定振替高	※1 25,280	※1 27,222
商品期末たな卸高	31,742	32,376
商品売上原価	2,189,423	2,354,720
売上総利益	3,443,931	3,800,931
販売費及び一般管理費	※2 2,884,698	※2 3,338,928
営業利益	559,233	462,002
営業外収益		
受取利息	145	159
受取賃貸料	17,809	19,274
その他	13,503	6,584
営業外収益合計	31,459	26,017
営業外費用		
社債利息	3,103	2,365
支払利息	37,452	38,686
和解金	—	6,400
その他	6,027	6,330
営業外費用合計	46,583	53,783
経常利益	544,109	434,237
特別利益		
固定資産売却益	—	※3 1,145
特別利益合計	—	1,145
特別損失		
固定資産除却損	※4 13,623	※4 12,460
減損損失	※5 2,112	※5 10,135
役員退職慰労金	65,198	—
その他	390	—
特別損失合計	81,325	22,595
税引前当期純利益	462,784	412,787
法人税、住民税及び事業税	203,190	138,189
法人税等調整額	△39,472	9,877
法人税等合計	163,717	148,067
当期純利益	299,066	264,720

## 【四半期損益計算書】

## 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成27年8月1日 至平成27年10月31日)
売上高	1,809,979
売上原価	
商品期首たな卸高	32,376
当期商品仕入高	688,853
合計	721,230
他勘定振替高	7,222
商品期末たな卸高	30,859
商品売上原価	683,148
売上総利益	1,126,830
販売費及び一般管理費	846,477
営業利益	280,353
営業外収益	
受取利息	84
受取賃貸料	4,806
その他	1,365
営業外収益合計	6,256
営業外費用	
社債利息	436
支払利息	9,768
その他	880
営業外費用合計	11,085
経常利益	275,524
税引前四半期純利益	275,524
法人税、住民税及び事業税	115,867
法人税等調整額	△19,093
法人税等合計	96,774
四半期純利益	178,750

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰 余金	利益剰余金合 計			
				繰越利益剰余 金				
当期首残高	69,700	49,700	49,700	694,364	694,364	△68,705	745,059	745,059
当期変動額								
当期純利益				299,066	299,066		299,066	299,066
自己株式の取得						△520	△520	△520
当期変動額合計	-	-	-	299,066	299,066	△520	298,546	298,546
当期末残高	69,700	49,700	49,700	993,431	993,431	△69,225	1,043,606	1,043,606

当事業年度（自 平成26年 8月 1日 至 平成27年 7月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			自己株式処分差益		繰越利益剰余金				
当期首残高	69,700	49,700	-	49,700	993,431	993,431	△69,225	1,043,606	1,043,606
当期変動額									
当期純利益					264,720	264,720		264,720	264,720
自己株式の処分			60,705	60,705			69,225	129,930	129,930
当期変動額合計	-	-	60,705	60,705	264,720	264,720	69,225	394,650	394,650
当期末残高	69,700	49,700	60,705	110,405	1,258,152	1,258,152	-	1,438,257	1,438,257

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)	当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	462,784	412,787
減価償却費	372,419	394,958
減損損失	2,112	10,135
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,250	6,050
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	56	5,554
受取利息及び受取配当金	△146	△159
支払利息及び社債利息	40,556	41,052
和解金	—	6,400
役員退職慰労金	65,198	—
有形固定資産除却損	13,623	12,460
有形固定資産売却損益 (△は益)	—	△1,145
売上債権の増減額 (△は増加)	△9,944	901
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△18,653	△2,259
仕入債務の増減額 (△は減少)	15,681	14,000
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△818	24,267
その他	79,405	△9,995
小計	1,024,526	915,009
利息及び配当金の受取額	146	159
利息の支払額	△40,280	△40,813
法人税等の支払額	△278,071	△179,722
和解金の支払額	—	△6,400
役員退職慰労金の支払額	—	△65,198
営業活動によるキャッシュ・フロー	706,319	623,034
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△67,737	△55,249
定期預金の払戻による収入	67,729	70,241
有形固定資産の取得による支出	△750,942	△743,280
有形固定資産の除却による支出	—	△1,800
有形固定資産の売却による収入	—	4,700
無形固定資産の取得による支出	△7,653	△4,582
差入保証金の回収による収入	—	2,057
差入保証金の差入による支出	△12,862	△50,691
その他投資等	△1,650	△10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△773,116	△778,615
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	71,666	△91,466
長期借入れによる収入	800,000	1,335,000
長期借入金の返済による支出	△777,484	△839,218
社債の償還による支出	△58,200	△58,200
自己株式の取得による支出	△520	—
自己株式の売却による収入	—	129,930
財務活動によるキャッシュ・フロー	35,462	476,046
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△31,334	320,465
現金及び現金同等物の期首残高	413,695	382,360
現金及び現金同等物の期末残高	*1 382,360	*1 702,826

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)

### 1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については定額法を採用しております。

耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物については、当該契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### 4. ヘッジ会計の方法

#### (1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

#### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

#### (3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避するために金利スワップ取引を利用しております。

#### (4) ヘッジ有効性の評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

### 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

### 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法を採用しております。

耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物については、当該契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避するために金利スワップ取引を利用しております。

(4) ヘッジ有効性の評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度(自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)

(耐用年数の変更)

店舗用地の一部について、賃貸借契約の更新を行ったため、当事業年度において、使用している建物の耐用年数を変更しております。

この結果、従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費が5,784千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ5,784千円増加しております。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年7月31日)	当事業年度 (平成27年7月31日)
現金及び預金	10,100千円	10,102千円
建物	1,062,881	984,343
計	1,072,982	994,445

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年7月31日)	当事業年度 (平成27年7月31日)
短期借入金	66,666千円	26,800千円
1年内償還予定の社債	15,000	15,000
1年内返済予定の長期借入金	424,955	364,597
社債	47,500	32,500
長期借入金	832,684	702,022
計	1,386,805	1,140,919

## (損益計算書関係)

※1 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)	当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)
販売費及び一般管理費への振替高	25,280千円	27,222千円
計	25,280	27,222

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度89%、当事業年度89%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度11%、当事業年度11%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)	当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)
給与	826,590千円	985,314千円
広告宣伝費	356,198	398,699
退職給付費用	4,449	9,982
役員報酬	115,512	129,226
法定福利費	109,134	140,025
減価償却費	356,962	384,727
地代家賃	357,878	401,927
修繕費	32,400	56,686
備品・消耗品費	166,515	182,261

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)	当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)
車両運搬具	—	1,145千円
計	—	1,145

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)	当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)
建物	12,733千円	7,973千円
構築物	—	1,064
工具、器具及び備品	890	1,433
その他	—	1,989
計	13,623	12,460

※5 減損損失

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

前事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
愛知県名古屋市	店舗設備	工具、器具及び備品

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングをし、減損損失の認識を行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、また、継続してマイナスとなる見込みである店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（2,112千円）として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、工具、器具及び備品2,112千円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、対象資産は売却見込がないため、正味売却価額はゼロとしております。

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
愛知県一宮市	店舗設備	建物他
愛知県名古屋市	店舗設備	建物

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングをし、減損損失の認識を行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、また、継続してマイナスとなる見込みである店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（10,135千円）として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、建物9,091千円、構築物945千円及びその他（無形固定資産）98千円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、対象資産は売却見込がないため、正味売却価額はゼロとしております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	5,988	—	—	5,988
合計	5,988	—	—	5,988
自己株式				
普通株式 (注)	1,057	8	—	1,065
合計	1,057	8	—	1,065

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加8株は、株主総会決議による自己株式の取得による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	5,988	—	—	5,988
合計	5,988	—	—	5,988
自己株式				
普通株式 (注)	1,065	—	1,065	—
合計	1,065	—	1,065	—

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少1,065株は、取締役会決議による自己株式の処分による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)	当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)
現金及び預金勘定	437,598千円	743,071千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△55,237千円	△40,245千円
現金及び現金同等物	382,360千円	702,826千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主に店舗事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、主に本店や社宅に関わる賃貸借契約等に基づくものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金、社債は主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日等は決算日後、最長で6年8ヶ月後であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針」「4.ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、社内規程に従い、管理部が顧客ごとに期日及び残高を管理することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた管理規程に従い、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。月次の取引については、取締役会で報告しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき、管理部が適時に資金繰計画表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	437,598	437,598	—
(2) 売掛金	13,470	13,470	—
(3) 差入保証金	154,859	129,715	△25,144
資産計	605,928	580,783	△25,144
(1) 買掛金	173,355	173,355	—
(2) 短期借入金	166,666	166,666	—
(3) 1年内償還予定の社債	58,200	58,200	—
(4) 1年内返済予定の長期借入金	751,421	751,421	—
(5) 社債	153,100	155,221	2,121
(6) 長期借入金	1,731,870	1,745,932	14,062
負債計	3,034,612	3,050,795	16,183

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等、適正な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年内償還予定の社債、(4) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債、(6) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成26年7月31日)
出資金	10
差入保証金	64,163

出資金については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

差入保証金の一部については、市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため「(3) 差入保証金」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	437,598	—	—	—
売掛金	13,470	—	—	—
差入保証金	—	—	10,000	144,859
合計	451,068	—	10,000	144,859

4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	166,666	—	—	—	—	—
社債	58,200	58,200	58,200	34,200	2,500	—
長期借入金	751,421	653,455	462,076	305,480	166,686	144,173
合計	976,287	711,655	520,276	339,680	169,186	144,173

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

主に店舗事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、主に出店や社宅に関わる賃貸借契約等に基づくものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金、社債は主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日等は決算日後、最長で6年11ヶ月後であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針」「4.ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、デリバティブ管理規程に従い、管理部が顧客ごとに期日及び残高を管理することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

#### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた管理規程に従い、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。月次の取引については、取締役会で報告しております。

#### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、管理部が適時に資金繰計画表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	743,071	743,071	—
(2) 売掛金	12,568	12,568	—
(3) 差入保証金	200,360	172,036	△28,323
資産計	956,000	927,676	△28,323
(1) 買掛金	187,355	187,355	—
(2) 短期借入金	75,200	75,200	—
(3) 1年内償還予定の社債	58,200	58,200	—
(4) 1年内返済予定の長期借入金	856,367	856,367	—
(5) 社債	94,900	96,204	1,304
(6) 長期借入金	2,122,706	2,128,193	5,487
負債計	3,394,728	3,401,520	6,792

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等、適正な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年内償還予定の社債、(4) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債、(6) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成27年7月31日)
出資金	20
差入保証金	67,296

出資金については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

差入保証金の一部については、市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため「(3) 差入保証金」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	743,071	—	—	—
売掛金	12,568	—	—	—
差入保証金	—	—	16,000	184,360
合計	755,640	—	16,000	184,360

4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	75,200	—	—	—	—	—
社債	58,200	58,200	34,200	2,500	—	—
長期借入金	856,367	728,447	537,502	373,248	273,115	210,394
合計	989,767	786,647	571,702	375,748	273,115	210,394

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (平成26年7月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支 払	長期借入金	100,000	81,500	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当事業年度 (平成27年7月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支 払	長期借入金	400,000	282,342	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

なお、当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法 (自己都合退職による期末要支給額の100%を退職給付債務とする方法) を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)
退職給付引当金の期首残高	25,453千円
退職給付費用	4,449
退職給付の支払額	△2,199
退職給付引当金の期末残高	27,703

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	当事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)
非積立型制度の退職給付債務	27,703千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	27,703
退職給付引当金	27,703千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	27,703

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 4,449千円

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

なお、当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法（自己都合退職による期末要支給額の100%を退職給付債務とする方法）を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)
退職給付引当金の期首残高	27,703千円
退職給付費用	9,982
退職給付の支払額	△3,931
退職給付引当金の期末残高	33,754

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)
非積立型制度の退職給付債務	33,754千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	33,754
退職給付引当金	33,754千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	33,754

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 9,982千円

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役 2名	当社従業員他 15名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 4,000株	普通株式 800株
付与日	平成16年9月20日	平成16年9月20日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	自 平成18年9月20日 至 平成26年9月19日	自 平成18年9月20日 至 平成26年9月19日

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- ② 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成26年7月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	4,000	800
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	4,000	800

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	5,000	50,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単位 (円)	—	—

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役 2名	当社従業員他 15名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 4,000株	普通株式 800株
付与日	平成16年9月20日	平成16年9月20日
権利確定条件	（注）2	（注）2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	自 平成18年9月20日 至 平成26年9月19日	自 平成18年9月20日 至 平成26年9月19日

（注）1 株式数に換算して記載しております。

2 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- ② 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成27年7月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権（注）	第2回新株予約権（注）
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	4,000	800
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	4,000	800
未行使残	—	—

（注） 第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、平成26年9月19日をもって行使期間を満了したことにより失効いたしました。

## ② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	5,000	50,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単位 (円)	—	—

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成26年 7月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成26年 7月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	9,855千円
未払賞与	6,280
未払役員退職慰労金	23,986
減価償却超過額	163,545
減損損失	70,626
退職給付引当金	10,192
資産除去債務	55,333
その他	4,309
繰延税金資産計	344,129
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	34,459
繰延税金負債計	34,459
繰延税金資産の純額	309,670

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成26年 7月31日)
法定実効税率	39.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0
住民税均等割	0.2
特別税額控除	△4.0
その他	△0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.4%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年8月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の39.1%から36.8%になります。なお、この税率の変更による影響は軽微であります。

当事業年度（平成27年7月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成27年7月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	4,366千円
未払賞与	6,722
減価償却超過額	183,298
減損損失	62,971
退職給付引当金	11,837
資産除去債務	60,458
その他	7,532
繰延税金資産計	337,186
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	37,393
繰延税金負債計	37,393
繰延税金資産の純額	299,792

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の36.8%から平成27年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.1%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は14,703千円減少し、法人税等調整額が14,703千円増加しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- イ 当該資産除去債務の概要  
直営店舗施設等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
- ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法  
使用見込期間を当該契約の期間に応じて10～20年と見積り、割引率は0.8～2.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)
期首残高	133,243千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	14,699
時の経過による調整額	2,461
資産除去債務の履行による減少額	—
その他増減額 (△は減少)	—
期末残高	150,403

当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- イ 当該資産除去債務の概要  
直営店舗施設等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
- ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法  
使用見込期間を当該契約の期間に応じて10～25年と見積り、割引率は0.8～2.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)
期首残高	150,403千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	20,719
時の経過による調整額	2,733
資産除去債務の履行による減少額	—
その他増減額 (△は減少)	△1,462
期末残高	172,394

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

当社は、ウエディング事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

当社は、ウエディング事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

**【関連情報】**

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高の10%を超える主要な得意先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高の10%を超える主要な得意先がないため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

当社は、ウエディング事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

当社は、ウエディング事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	河合達明	-	-	当社代表取締役	66.8	債務の保証	当社金融機関借入に対する債務被保証（注）	2,649,957	-	-
							社債への被保証（注）	211,300	-	-
							賃貸借契約に対する債務被保証（注）	-	-	-
							営業保証金に対する債務被保証（注）	50,000	-	-

(注) 当社は金融機関借入、社債、賃貸借契約（年間賃借料79,114千円）及び営業保証金に対して代表取締役河合達明より債務保証を受けております。なお保証料の支払は行っておりません。

2. 親会社及び重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	河合達明	-	-	当社代表取締役	73.5	債務の保証	当社金融機関借入に対する債務被保証（注）	2,937,273	-	-
							社債への被保証（注）	153,100	-	-
							賃貸借契約に対する債務被保証（注）	-	-	-
							営業保証金に対する債務被保証（注）	50,000	-	-

(注) 当社は金融機関借入、社債、賃貸借契約（年間賃借料85,040千円）及び営業保証金に対して代表取締役河合達明より債務保証を受けております。なお保証料の支払は行っておりません。  
なお、本書提出日現在において、金融機関からの借入、社債、賃貸借契約及び営業保証金に対する債務被保証については、解消済みであります。

2. 親会社及び重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

前事業年度(自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)

	当事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)
1株当たり純資産額	1,059.93円
1株当たり当期純利益金額	303.44円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権を発行しておりますが、当社株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成28年1月5日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)
当期純利益金額(千円)	299,066
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	299,066
期中平均株式数(株)	985,585
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権(新株予約権の数 4,000個) 第2回新株予約権(新株予約権の数 800個) なお、新株予約権の概要は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (ストックオプション等関係)」に記載のとおりであります。

当事業年度(自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)

	当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)
1株当たり純資産額	1,200.95円
1株当たり当期純利益金額	259.41円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、平成28年1月5日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)
当期純利益金額(千円)	264,720
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	264,720
期中平均株式数(株)	1,020,446

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成27年12月16日開催の取締役会決議により、平成28年1月5日付で株式の分割を行うと共に、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度採用の目的

当社株式の流動性の向上を図ること等を目的とし、普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、100株を1単元とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成28年1月4日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき200株に割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	5,988株
今回の分割により増加する株式数	1,191,612株
株式分割後の発行済株式総数	1,197,600株
株式分割後の発行可能株式総数	4,600,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成27年12月18日
基準日	平成28年1月4日
効力発生日	平成28年1月5日

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたしました。

(2) 新設の日程

平成28年1月5日

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、（1株当たり情報）に反映されております。

**【注記事項】**

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

第13期第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

第13期第1四半期累計期間  
（自 平成27年8月1日  
至 平成27年10月31日）

減価償却費	97,439千円
-------	----------

(株主資本等関係)

第13期第1四半期累計期間（自 平成27年8月1日 至 平成27年10月31日）

## 1. 配当金支払額

該当事項はありません。

## 2. 基準日が第13期第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が第13期第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

## 3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

当社は、ウェディング事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第13期第1四半期累計期間 (自 平成27年8月1日 至 平成27年10月31日)
1株当たり四半期純利益金額(円)	149.26
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	178,750
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	178,750
普通株式の期中平均株式数(株)	1,197,600
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、平成28年1月5日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

#### 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成27年12月16日開催の取締役会決議により、平成28年1月5日付で株式の分割を行うと共に、単元株制度を採用しております。

#### 1. 株式分割及び単元株制度採用の目的

当社株式の流動性の向上を図ること等を目的とし、普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、100株を1単元とする単元株制度を採用いたしました。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成28年1月4日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき200株に割合をもって分割しております。

##### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	5,988株
今回の分割により増加する株式数	1,191,612株
株式分割後の発行済株式総数	1,197,600株
株式分割後の発行可能株式総数	4,600,000株

##### (3) 分割の日程

基準日公告日	平成27年12月18日
基準日	平成28年1月4日
効力発生日	平成28年1月5日

#### 3. 単元株制度の採用

##### (1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたしました。

##### (2) 新設の日程

平成28年1月5日

#### 4. 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報)に反映されております。

#### ⑤【附属明細表】

##### 【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額及び減損損失累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	5,123,321	630,060	10,462	5,742,918	1,849,689	292,166 (9,091)	3,893,228
構築物	506,283	47,763	1,950	552,096	304,071	39,355 (945)	248,025
機械及び装置	657	—	—	657	513	79	143
車両運搬具	28,644	—	6,743	21,900	20,240	1,531	1,659
工具、器具及び備品	524,206	78,734	24,134	578,806	427,944	64,990	150,861
土地	80	—	—	80	—	—	80
建設仮勘定	474	907,694	908,169	—	—	—	—
有形固定資産計	6,183,666	1,664,253	951,459	6,896,460	2,602,460	398,122 (10,036)	4,294,000
無形固定資産							
ソフトウェア	28,364	6,845	—	35,210	17,801	6,101	17,408
その他	10,442	1,690	—	12,133	4,188	797 (98)	7,945
無形固定資産計	38,807	8,536	—	47,344	21,989	6,898 (98)	25,354
長期前払費用	7,690	65,392	6,041	67,041	—	—	67,041

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	クルヴェット名古屋新築工事	610,290千円
構築物	クルヴェット名古屋新築工事	22,896千円
工具、器具及び備品	クルヴェット名古屋新築工事	56,669千円
長期前払費用	前払家賃	65,000千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	ラピスアジュール開業準備室除却	9,000千円
構築物	ブルーブラン駐車場工事除却	1,150千円
車両運搬具	社用車売却	6,743千円
工具、器具及び備品	ビー.ドレッセ衣裳除却	15,282千円

3. 当期償却額のうち、( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第一回期限前償還条項付 無担保社債	平成年月日 22. 12. 30	49, 600	35, 200 (14, 400)	0. 475	なし	平成年月日 29. 12. 29
第二回期限前償還条項付 無担保社債	22. 12. 30	99, 200	70, 400 (28, 800)	0. 475	なし	29. 12. 28
第三回適格機関投資家譲 渡限定私募 SB	23. 9. 30	62, 500	47, 500 (15, 000)	0. 710	あり	30. 9. 28
合計	—	211, 300	153, 100 (58, 200)	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の ( ) 内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
58, 200	58, 200	34, 200	2, 500	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	166, 666	75, 200	0. 62	—
1年以内に返済予定の長期借入金	751, 421	856, 367	1. 31	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	1, 731, 870	2, 122, 706	1. 21	平成28年8月31日～ 平成34年6月30日
合計	2, 649, 957	3, 054, 273	—	—

(注) 1. 平均利率については、加重平均法を採用しております。

2. 長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。) の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	728, 447	537, 502	373, 248	273, 115

**【引当金明細表】**

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	83	5,591	—	37	5,638

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額であります。

**【資産除去債務明細表】**

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## ① 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	8,471
預金	
普通預金	694,354
定期預金	40,245
小計	734,600
合計	743,071

## ② 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
一般顧客	10,298
株式会社WCS	830
小島プレス工業株式会社	543
丸紅株式会社	370
株式会社メディアブリッジ	162
その他	364
合計	12,568

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$ 365
13,470	68,112	69,014	12,568	84.6	69.8

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

③ 商品及び貯蔵品

品目	金額（千円）
商品	
プランナー関連商品	25,080
厨房関連商品	7,295
小計	32,376
貯蔵品	
販促品	33,845
その他	1,690
小計	35,536
合計	67,912

④ 買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社ムーブ	15,923
株式会社プーコニュ	9,597
シャディ株式会社	9,141
株式会社マイプリント	8,469
株式会社貸衣裳のマルイチ	7,746
その他	136,476
合計	187,355

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3ヶ月以内
基準日	毎年7月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日 毎年7月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 （注）1
買取手数料	無料 （注）2
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 <a href="http://www.brass.ne.jp/">http://www.brass.ne.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズ及び名古屋証券取引所セントレックスへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年12月20日	水田 輝雄	愛知県北名古屋市	—	株式会社プラス 代表取締役社長 河合 達明	愛知県一宮市森本1-23-1	当社	2	130,000 (65,000) (注) 4	移動前所有者の事情による
平成26年4月3日	一ノ宮 省一	愛知県江南市	—	株式会社プラス 代表取締役社長 河合 達明	愛知県一宮市森本1-23-1	当社	6	390,000 (65,000) (注) 4	移動前所有者の事情による
平成26年5月30日	永田 聡子	愛知県名古屋市中千種区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の専務取締役)(注) 7	河合 達明	愛知県稲沢市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	400	26,000,000 (65,000) (注) 5	移動前所有者の事情による
平成27年5月29日	株式会社プラス 代表取締役社長 河合 達明	愛知県名古屋市中区名駅2-34-1 (注) 9	当社	プラス社員持株会 理事長 鈴木 龍一	愛知県名古屋市中区名駅2-34-1 (注) 9	当社の社員持株会 特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 8	190	23,180,000 (122,000) (注) 6	当社社員への福利厚生充実のため
平成27年5月29日	株式会社プラス 代表取締役社長 河合 達明	愛知県名古屋市中区名駅2-34-1 (注) 9	当社	能野 基道	愛知県豊橋市	特別利害関係者等(当社の常勤監査役)	5	610,000 (122,000) (注) 6	監査意識向上のため
平成27年5月29日	株式会社プラス 代表取締役社長 河合 達明	愛知県名古屋市中区名駅2-34-1 (注) 9	当社	岩村 豊正	愛知県名古屋市中区昭和区	特別利害関係者等(当社の非常勤監査役)	5	610,000 (122,000) (注) 6	監査意識向上のため
平成27年6月30日	株式会社プラス 代表取締役社長 河合 達明	愛知県名古屋市中区名駅2-34-1 (注) 9	当社	河合 達明	愛知県名古屋市中区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	400	48,800,000 (122,000) (注) 6	経営参画意識向上のため
平成27年6月30日	株式会社プラス 代表取締役社長 河合 達明	愛知県名古屋市中区名駅2-34-1 (注) 9	当社	河合 智行	愛知県稲沢市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	465	56,730,000 (122,000) (注) 6	経営参画意識向上のため
平成27年10月29日	プラス社員持株会 理事長 鈴木 龍一	愛知県名古屋市中区名駅2-34-1 (注) 9	当社の社員持株会 特別利害関係者等(大株主上位10名)	鷺野 真	愛知県名古屋市中千種区	特別利害関係者等(当社の取締役)	4	—	役員就任に伴う社員持株会からの退会

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズ及び名古屋証券取引所セントレックスへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第253条及び株式会社名古屋証券取引所が定める上場前の公募又は売出し等に関する規則第23条及び上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い第19条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成25年8月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を株式会社東京証券取引所

が定める有価証券上場規程施行規則第219条第1項第2号及び株式会社名古屋証券取引所が定める有価証券上場規程に関する取扱い要領2(1)に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。

2. 当社は、株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第254条及び株式会社名古屋証券取引所が定める上場前の公募又は売出し等に関する規則第24条並びに上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い第20条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。  
また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
  - (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る)並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は直近の取引事例を参考に決定しております。
5. 移動価格は相続税法上の評価額(純資産価額方式)を参考として、当事者間で協議の上決定しております。
6. 移動価格は相続税法上の評価額(純資産価額方式)を参考に決定しております。
7. 永田聡子は、平成26年10月30日開催の第11回定時株主総会終結のときをもって当社専務取締役を退任したことにより、特別利害関係者等に該当しなくなっております。
8. 当該移動により、特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
9. 当社は、平成26年4月に本社を愛知県名古屋市西区名駅2-34-1に移転しております。
10. 当社は、平成27年12月16日開催の取締役会決議により、平成28年1月5日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

## 第2【第三者割当等の概況】

### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②
発行年月日	平成27年5月29日	平成27年6月30日
種類	普通株式（自己株式）	普通株式（自己株式）
発行数	200株	865株
発行価格	122,000円 (注) 3	122,000円 (注) 3
資本組入額	— (注) 4	— (注) 4
発行価額の総額	24,400,000円	105,530,000円
資本組入額の総額	— (注) 4	— (注) 4
発行方法	第三者割当による自己株式の処分	第三者割当による自己株式の処分
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第255条及び株式会社名古屋証券取引所が定める上場前の公募又は売出し等に関する規則第25条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成27年7月31日であります。
2. 株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第255条第1項第1号及び株式会社名古屋証券取引所が定める上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い第21条の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行（処分）価格は、相続税法上の評価額を参考に、決定しております。
  4. 自己株式の処分のため、資本組入額はありません。
  5. 当社は、平成27年12月16日開催の取締役会決議により、平成28年1月5日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」及び「発行価格」は当該株式分割前の「発行数」及び「発行価格」を記載しております。

## 2【取得者の概況】

### 株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
プラス社員持株会 理事長 鈴木 龍一	愛知県名古屋市西区名駅 2-34-1	当社の従業員持株会	190	23,180,000 (122,000)	当社の社員持株会
能野 基道	愛知県豊橋市	会社役員	5	610,000 (122,000)	特別利害関係者等 (当社の常勤監査役)
岩村 豊正	愛知県名古屋市昭和区	会社役員	5	610,000 (122,000)	特別利害関係者等 (当社の非常勤監査役)

(注) 1. プラス社員持株会は、当該第三者割当により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

2. 当社は、平成27年12月16日開催の取締役会決議により、平成28年1月5日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

### 株式②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
河合 智行	愛知県稲沢市	会社役員	465	56,730,000 (122,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の取締役)
河合 達明	愛知県名古屋市西区	会社役員	400	48,800,000 (122,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の代表取締役社長)

(注) 当社は、平成27年12月16日開催の取締役会決議により、平成28年1月5日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

## 3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
河合 達明 (注) 1, 2	愛知県名古屋市中区	880,000	73.48
河合 智行 (注) 2, 3	愛知県稲沢市	113,000	9.44
プラス社員持株会 (注) 2	愛知県名古屋市中区名駅2丁目34-1	37,200	3.11
大脇 久嗣 (注) 2	愛知県名古屋市中区	36,000	3.01
松本 明男 (注) 2	埼玉県加須市	32,400	2.71
牧 秀光 (注) 2	愛知県日進市	10,000	0.84
下野 浩規 (注) 2	愛知県名古屋市中区	6,000	0.50
河合 二美 (注) 2, 5	愛知県名古屋市中区	6,000	0.50
株式会社グラヴィス (注) 2	愛知県名古屋市中区栄3丁目11-31 グラスシティ栄 13階	6,000	0.50
和田 忍 (注) 2	千葉県千葉市緑区	5,000	0.42
株式会社野村酒店	愛知県一宮市神山1丁目1-6	4,000	0.33
有限会社ウエディングマルシェ (注) 6	愛知県名古屋市中区栄3丁目4-5 栄NOVA 7階	4,000	0.33
金田 吉史	愛知県一宮市	4,000	0.33
柴田 真孝	東京都中野区	4,000	0.33
吉田 守	石川県小松市	3,800	0.32
田村 孝富志	福岡県北九州市	2,600	0.22
田貝 一郎	群馬県甘楽郡南牧村	2,400	0.20
株式会社丸忠商店	愛知県名古屋市中区栄1丁目31-35	2,000	0.17
臼井 明子	千葉県八千代市	2,000	0.17
和田 恵美子	神奈川県足柄上郡中井町	2,000	0.17
伊藤 禮子	愛知県名古屋市中区	2,000	0.17
足立 孝幸	東京都国分寺市	1,800	0.15
鈴木 賢司	埼玉県行田市	1,600	0.13
久保 将	東京都中央区	1,200	0.10
能野 基道 (注) 4	愛知県豊橋市	1,000	0.08
岩村 豊正 (注) 4	愛知県名古屋市中区	1,000	0.08
株式会社エス・エム・シー	千葉県木更津市真里687-1	1,000	0.08
五十嵐 佳則	愛知県名古屋市中区	1,000	0.08
鈴木 成高	愛知県一宮市	1,000	0.08
佐々木 克也	秋田県秋田市	1,000	0.08
稲垣 徳	愛知県名古屋市中区	1,000	0.08
岸本 和範	愛知県名古屋市中区	1,000	0.08

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
阿部 馨督	東京都調布市	1,000	0.08
白木 清一	埼玉県比企郡鳩山町	1,000	0.08
鷺野 真 (注) 3	愛知県名古屋千種区	800	0.07
有限会社パーセク	愛知県名古屋南区要町2丁目2-100	800	0.07
壘 久之丞	神奈川県横浜市青葉区	800	0.07
廣谷 俊一郎	神奈川県横須賀市	800	0.07
相馬 啓二	三重県四日市市	600	0.05
新井 昇	群馬県桐生市	600	0.05
塩崎 順也	大阪府茨木市	600	0.05
竹端 進	千葉県浦安市	600	0.05
出口 京子	愛知県名古屋南区	600	0.05
棚田 正志	長野県長野市	600	0.05
田中 春陽	東京都豊島区	600	0.05
小野田 融	神奈川県横浜市港南区	600	0.05
松尾 義弘	東京都目黒区	400	0.03
千葉 嘉孝	北海道札幌市白石区	400	0.03
町田 惇児	東京都町田市	400	0.03
水谷 恭子	愛知県名古屋西区	400	0.03
渡邊 桂	愛知県西尾市	400	0.03
愛知バス株式会社	愛知県名古屋北区新沼町100-1 サンタチバナ1F	400	0.03
印藤 澄子	愛知県名古屋守山区	400	0.03
永井 良昌	大阪府吹田市	400	0.03
富崎 耕太郎	神奈川県藤沢市	400	0.03
岡村 忠雄	山口県光市	400	0.03
水谷 正志	和歌山県田辺市	400	0.03
田中 秀忠	東京都渋谷区	400	0.03
一ノ宮 省一	愛知県江南市	400	0.03
岡藤 雅昭	山口県長門市	400	0.03
山内 賢一	大阪府高槻市	400	0.03
所有株式数200株の株主23名		4,600	0.38
計	—	1,197,600	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)

2. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

3. 特別利害関係者等 (当社取締役)

4. 特別利害関係者等 (当社監査役)

5. 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長の配偶者)

6. 特別利害関係者等 (当社役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

7. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

平成28年2月4日

株式会社プラス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡野 英生  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 楠元 宏  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社プラスの平成25年8月1日から平成26年7月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プラスの平成26年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成28年2月4日

株式会社プラス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡野 英生  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 楠元 宏  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社プラスの平成26年8月1日から平成27年7月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プラスの平成27年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成28年2月4日

株式会社プラス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡野 英生  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 楠元 宏  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社プラスの平成27年8月1日から平成28年7月31日までの第13期事業年度の第1四半期会計期間（平成27年8月1日から平成27年10月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成27年8月1日から平成27年10月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社プラスの平成27年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

**BRASS** | SMILE  
AND  
TEARS